

平成 19 年 9 月 1 日

淀川水系流域委員会

委員長 宮本博司 様

質 問 書 (1)

荻野芳彦 (前委員)

第 3 次淀川水系流域委員会委員の皆様方におきましては、誠にご苦勞様です。

さて、先の委員会において、河川管理者から「淀川水系河川整備計画原案（平成 19 年 8 月 28 日）」（以下原案）が出され、今後同案の説明を受けて、審議がなされるとのことです。いささか時期尚早かと存じますが、下記にご質問をいたします。よろしくご審議頂きますようお願いいたします。

1. 原案提出に際して、河川管理者は河川法第一六条の二第 3 項に規定する、手続義務を果たしたかどうか審議して下さい。新河川法の心髄は「河川整備計画の案の作成段階から学識経験者の意見を聴く」また、「個別に意見を聴くのではなく、委員会を設けて意見を聴く」のであるから、（1 次・2 次）委員会の審議過程・審議結果は重く、同条第 3 項と 4 項および淀川水系流域委員会規定に照らして、今般提出された原案が、これまで 6 年間の審議内容に沿ったものかどうか、一定の判断をして下さい。
2. 利水について、原案「4. 4 利水」において、4. 4（1）および同（2）の抽象的文言と整備計画の具体化を示唆する、同（3）異常渇水対策 および 同（4）水需給が逼迫している地域の対策、とは論理的には整合していないのではないかと？水需要抑制をいかに実現するか、ダム等の新規の水利施設建設によらない整備計画こそが今求められている、との認識はこれまでの河川管理者と共有するものです。しかるに、原案では、ダムによる新たな水資源開発がまだ必要かのような記述になっています。たとえば、少雨化傾向による利水安全度の低下（同（3））は、委員会では利水安全度を計算するシミュレーションに疑問が出されました。川上ダムについては将来の過大な水需要予測の再検討や大量の未利用水のある工業用水から水需給の逼迫した地域の上水道への水利権の転用や水融通の実際について現実の課題として、また、丹生ダムにおける渇水調整容量は琵琶湖開発事業と照らしても不必要、と問題提起されています。これらの委員会での審議過程とその結果が原案には反映されていない、と思いますがどうでしょうか？
3. 治水について、これまで洪水（エネルギー）を高い堤防によって川に押し込めて（対象洪水＝既往最大とか、1/200 洪水とか）、堤防破堤の壊滅的な危険性を高めてきました。委員会では「破堤輪廻からの脱却」という規範を設けて、新しい治水、すなわち、「土地利用と一体となった洪水を流域で受け止める「流域治水」」を検討してきました。私たちの、家族の、子供や孫たちの生命に直接係わることだからこそ、治水対策を抜本的に転換しようとしてきたのです。しかるに、原案においては、6 年間に作り上げられた委員会とこれまでの河川管理者との、この共通の想いを一顧だにせず、徹底的に踏みつぶしたものになっています。原案はこれまでの 1/200 対象洪水を戦後最大洪水と置き換えただけで考え方はまったく変わっていません。これでは洪水エネルギーの川への集中・増大、および、破堤時の洪水エネルギーの破壊的放出の危険性増大を招くことになり、その結果は人命を失わせないという観点からは減災どころか増災となります。どうでしょうか？
4. 河川管理者は、これまで 6 年間で 500 回を超える委員会・部会・検討会等で練り上げられてきた、これまでの河川管理者との共通の思いをもう一度精読されて、それらを原案に反映して下さい。

以上、稚拙な文章で意見のような形になりましたが、意見ではなく質問でございます。従って、委員会におかれましては河川管理者からのご回答を得て、よろしくご審議頂きますようお願い申し上げます。